

適用除外添付図書（都市計画法）						
市街化調整区域						
確認書類						
	図書の名称	農家住宅 農業用施設	線引前 建築物	許可 建築物	その他	説明
1	建築確認申請 （正・副）					原本
2	建築計画概要書					確認検査機関への提出部数分
都市計画課への提出書類（各一部）						
1	建築計画概要書					
2	案内図					
3	土地及び建物の 登記事項証明書					法務局発行の正本で申請時以前3か月以内のもの（添付書類としては正本の原本を確認の上で写しでも可能）
4	公図					〃
5	住民票又は 法人の登記事項証明書				△	所管課又は法務局発行の正本で申請時以前3か月以内のもの（添付書類としては正本の原本を確認の上で写しでも可能）
6	資産評価証明 （土地・家屋）			—	△	所管課発行の正本で当該年度の最新の状況が分かるもの（添付書類としては正本の原本を確認の上で写しでも可能）
7	土地の求積図					実測図による三斜法又は座標計算
8	予定建築物の面 図					予定建築物の平面図・立面図・求積図等（建築確認申請と同じものを添付）
9	農業従事者証明 （経営主本人）		—	—	—	所管課発行の正本で申請時以前3か月以内のもの（添付書類としては正本の原本を確認の上で写しでも可能）
10	線引き前建築物の建て 替えであることの証明 書類	—		—	—	建物の登記簿、資産評価証明(家屋)、建築確認概要書、国土地理院の線引き時の航空写真など 事前に開発指導グループに相談すること
11	農地転用許可証等					申請地の地目又は現況が農地の場合
12	その他市長が必要と 認める書類					既存建築物の建て替え又は増築の場合、 既存建築物の建築計画概要書など

△線引き後の宅地分譲開発で属人性が無いものについては住民票・資産評価証明の添付を要しない。

※建築物の敷地内に青地、法定外道路・水路等が含まれている場合、事前に払い下げ等の処理が必要になります。